日本大学理工学部理工学研究所研究ジャーナル刊行内規

平成 8 年 5 月 9 日制定 平成 8 年 4 月 1 日施行 平成 1 0年 5 月 1 4 日改正 平成 1 0年 4 月 1 日施行 平成 2 0年 9 月 1 1 日改正 平成 2 0年 1 0月 1 日施行 平成 2 1年 3月 1 2日改正 平成 2 1年 4月 1日施行

(趣 旨)

- 第1条 この内規は、日本大学理工学部理工学研究所規程(以下規程という)第3条第3号に基づき、日本大学理工学部理工学研究所研究ジャーナル(以下研究ジャーナルという)の刊行についての必要事項を定める。
- 2 研究ジャーナルの英文名称は Journal of Research Institute of Science and Technology, College of Science and Technology, Nihon University とする。

(委員会)

第2条 研究ジャーナルの刊行, その他の事項を審議するため, 理工学研究所研究ジャーナル編集 委員会(以下委員会という)を置く。

(委員会の構成)

- 第3条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は、学部長が委嘱する。
 - ① 理工学研究所長
 - ② 理工学研究所次長
 - ③ 理工学部の各学科及び短期大学部(船橋校舎)から推薦された者 1名
 - ④ 委員長が指名する者 若干名

(委員長・副委員長)

- 第4条 委員会の委員長は、前条第1号の理工学研究所長とし、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員の任期)

- 第5条 委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(刊行物の種類)

- 第7条 日本大学理工学部理工学研究所が発行する刊行物は、次のとおりとする。
 - ① 研究ジャーナル

研究ジャーナルの内容区分は、次のとおりとする。

- (1) 一般論文
- (2) ノート
- (3) 速報
- (4) 総合論文

前4号以外のものを掲載する必要がある場合は、その都度委員会で協議する。

② 研究ジャーナル特集号(以下特集号という)

特集号は、大学の命による調査団の報告書、その他理工学研究所が必要と認めたものであり、 編集は当該調査団等に該当するものの責任において行う。

(研究ジャーナルの発行回数)

第8条 研究ジャーナルは、原則として年3回発行する。

(論文等の取扱い)

第9条 研究ジャーナルの内容区分の定義は、別に定める「研究ジャーナル投稿要項」及び「研究ジャーナル執筆要項」によるものとする。

(査読者)

第10条 査読者及び査読の方法については、別に定める「研究ジャーナル査読要領」によるものとする。

(論文掲載の可否)

- 第11条 論文の掲載の可否は、査読報告書に基づき審議の上、委員会が決定する。
- 2 2名の査読者の査読判定が共に掲載可又は否の場合は、特に問題がなければ判定どおり決定する。
- 3 2名の査読者間で査読判定が相違した場合,委員会は第3の査読者を選び,査読を依頼し,その結果に基づき委員会で審議をする。
- 4 査読判定において掲載否の理由が「照会に対する回答不十分」等の場合は、委員会において回答不足項目を検討・審議し、適切な措置をとる。
- 5 査読判定で研究ジャーナルの種類の変更を求められた場合は、委員会で検討の上、著者とその 対応を協議・決定する。
- 6 特集号における論文掲載の可否は、当該調査団等が行うものとする。

(著作権及び論文等の公開)

- 第12条 研究ジャーナルに掲載が可となった論文等の著作権は、すべて理工学研究所に帰属する。 ただし、原著者が出典を明示しての再利用を妨げない。
- 2 著者は、論文等の投稿時に「掲載論文著作権委譲確認書」を提出する。
- 3 掲載論文の全部又は一部を電子的に蓄積し、日本大学理工学部が行う情報提供サービスにより 公開することとする。

(所管)

第13条 研究ジャーナルに関する事務は、研究事務課が行う。

(その他)

第14条 この内規に関するその他の必要事項については、要項等で別に定めることができる。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。